



おつ割-第2弾- 参加店舗登録申込書 兼 誓約書



店舗ごとの申請となります。大津市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとの申請をお願いいたします。

令和 年 月 日

大津市おつ割事務局 宛

私は、募集要項および裏面の誓約事項について遵守することを誓約し、参加店舗の登録を申請します。

事業者	事業者(会社)名 (法人の場合のみ)			代表者名 (個人の場合も含む)			
	所在地 (個人の場合は住所)						
	連絡先	電話	FAX				
	担当者名	フリガナ					
	資本金の額 又は出資の総額	円	常時使用する従業員	名			
参加店舗	店舗名	フリガナ					
	所在地	〒520- 大津市					
	連絡先	電話	FAX				
	定休日・営業時間	定休日	店舗のレジ台数		駐車場の台数		
		営業時間	レジ () 台	駐車場 () 台			
	E-mail	@					
	担当者名	フリガナ	HP URL(任意)				
	PRコメント (150文字以内)						
	おつ割HPへ電話番号や住所の掲載を希望するか		<input type="checkbox"/>	希望する	<input type="checkbox"/>	希望しない	
	おつ割Instagramへ店舗を紹介してもよいか		<input type="checkbox"/>	希望する	<input type="checkbox"/>	希望しない	
店舗の業種	【小売業】	菓子・デザート・パン／食料品（デリバリー専門店を含む）／酒類／精肉／生花 スーパーマーケット・ショッピングセンター／衣料・身の回り品／生活雑貨／家具・家電 ホームセンター／書籍・文房具／おもちゃ・ペビー・子ども用品／自動車・自転車／化粧品・医薬品 工芸品／楽器／時計・眼鏡・補聴器／ガソリンスタンド／コンビニエンスストア／その他小売業					
	【サービス業】	銭湯・温浴施設／娯楽施設・スポーツ施設／理容・美容／マッサージ・リラクゼーション クリーニング／体験教室／タクシー・自動車運転代行／その他サービス業					
	【飲食業】	日本料理／寿司／西洋料理／ステーキピザ・パスタ／中華料理焼肉／ラーメン／カレー／牛丼／アイス ファミリーレストラン／ファストフード／居酒屋／カフェ・喫茶店／多国籍料理／持ち帰り弁当／その他飲食業					
該当業種を○で 囲む	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協				支店	
	種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 口座番号			
	口座名義フリガナ						
	口座名義						

FAX送付先 ▶ 077-562-6060

メール送信先 ▶ otsu_wari@nta.co.jp

【個人情報の取り扱いについて】

①大津市おつ割事務局では、ご記入いただきました個人情報を厳重に管理し、令和7年度大津市大津市電子割引券発行による消費下支え等を通じた生活者・中小企業者支援事業の運営に関する諸手続きおよび事業参加店舗として宣伝告知や事務局との連絡等のために利用させていただきます。

②お問合せ：大津市おつ割事務局(㈱日本旅行 草津支店内) 担当：伊吹、佐々木、高木 TEL：0570-017-002

～大津市電子割引券発行による消費下支え等を通じた生活者・中小企業者支援事業 誓約事項～

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等市内において事業を行う者で、別表に準じ、各要件を満たす者に該当する事業者です。
- (2) 次の各号のいずれにも該当する者ではありません。(いわゆる「みなし大企業」ではありません。)
 - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
 - ⑥ 本登録申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者
- (3) 参加店募集要項に記載されている内容に同意し、遵守するとともに事務局から配布された参加店対応マニュアルに記載されている方法でお客様に対し、電子割引券利用(割引処理)を行います。
- (4) 商品の販売、またはサービスの提供なく、「おおつ割」の換金を行いません。また、「おおつ割」を利用できない商品・サービスに対して、「おおつ割」の割引対応をしません。
- (5) 「おおつ割」の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- (6) 「おおつ割」の取扱いに関して、大津市および事務局から改善要請等があった場合には、それに従います。なお、店舗側において不正な利用が認められる場合や大津市および事務局の指摘に適切に対応しない場合、参加店登録申請書の申請内容に虚偽や本誓約書の誓約内容に違反があった場合には、「おおつ割」の参加店登録を取り消されるとともに既振込額の返還および事業者名の公表を行うことに同意します。
- (7) 「おおつ割」事務局が行う訪問調査に協力します。
- (8) 「おおつ割」の利用期間中は参加店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- (9) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用ウェブサイト等に掲載)について同意します。
- (10) 「おおつ割」の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者ではありません。
- (12) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (13) (12)②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。